

平成 25 年度事業実施報告

平成 25 年 6 月 18 日	河合町議会全員協議会 ・河合町バリアフリー基本構想策定協議会における基本構想の策定にむけての協議内容について紹介
平成 25 年 8 月 29 日	第 4 回協議会 議 事 ・河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約の一部改正（案）書面決議の結果報告について ・平成 24 年度事業実施報告について ・平成 24 年度収支決算報告及び監査報告について ・平成 25 年度事業実施計画（案）について ・平成 25 年度予算（案）について ・心のバリアフリー（案）について ・今後の取組みの方向性（案）について
平成 25 年 12 月 16 日 から 同月 20 日	整備事業メニューについてのヒアリング ・近畿日本鉄道株式会社 ・奈良交通株式会社 ・イオン西大和店 ・奈良県高田土木事務所 ・河合町
平成 26 年 3 月 25 日	第 5 回協議会 議 事 ・心のバリアフリー（案）について ・今後の取組みの方向性（案）について ・実施すべき特定事業（案）について ・バリアフリー基本構想（案）について ・パブリックコメントの実施（案）について ・協議会委員の再任について

平成25年度 収支決算報告

(歳入)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	摘要
負担金	100,000	100,000	河合町から負担金
繰越金	7	7	繰越金
諸収入	0	6	預金利息
計	100,007	100,013	

(歳出)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	摘要
運営費	会議費	30,000	郵便費・会議運営費等
	事務費	70,007	事務用品等
計	100,007	99,848	

【収支差引】

(収入合計)	(支出合計)	(収支差引残金)
100,013円	－ 99,848円	= 165円

(収支差引残金)

165円は繰越金として翌年度へ繰越します。

監 査 報 告 書

平成26年6月10日、河合町バリアフリー基本構想策定協議会から提出された、平成25年度収支決算報告について監査いたしました結果、会計簿関係諸帳簿など、いずれも適正に処理されており、決算報告どおり正確であるものと認めました。

平成26年 月 日

監 事

河合町議会議員

河合町総務部長

平成26年度事業実施計画（案）

	日 程	内 容
5月	パブリックコメントの実施	・ バリアフリー基本構想（原案）の パブリックコメントを実施
8月	第6回河合町バリアフリー 基本構想策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度事業実施報告について ・ 平成25年度収支決算報告及び監査報告について ・ 平成26年度事業実施計画（案）について ・ 平成26年度予算（案）について ・ パブリックコメント実施結果並びに基本構想の 決定について ・ 河合町バリアフリー推進協議会への移行について
11月	第1回河合町バリアフリー 推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約 の一部改正（案）について ・ 河合町バリアフリー基本構想策定協議会財務規程 の一部改正（案）について ・ 河合町バリアフリー基本構想策定協議会事務局規 程の一部改正（案）について ・ 特定事業計画の策定方針について
1月	特定事業計画策定に向けた 講習会	・ 対象者は、基本構想に特定事業として定められた 各施設の管理者

平成26年度 予算(案)

1 歳入

(単位:円)

款	項	目
1. 負担金 100,000	1. 負担金 100,000	1. 負担金 100,000
3. 繰越金 165	1. 繰越金 165	1. 繰越金 165
4. 諸収入 10	1. 諸収入 10	1. 諸収入 10

歳入合計 100,175 円

2 歳出

(単位:円)

款	項	目
1. 運営費 100,175	1. 会議費 30,000	1. 会議費 30,000
	2. 事務費 70,175	1. 事務費 70,175

歳出合計 100,175 円

パブリックコメントの実施結果並びに基本構想の決定について

パブリックコメント実施概要

- ・「河合町バリアフリー基本構想（案）」の公開場所
 - ① 河合町庁舎1階 まちづくり推進部まちづくり推進課（閉庁日を除く）
閲覧時間（午前9時～午後5時）
 - ② 総合福祉会館豆山の郷（休館日を除く）
閲覧時間（午前9時～午後5時）
 - ③ 河合町ホームページ
- ・意見の提出方法
提出者の住所、氏名、電話番号等を明記した意見書を、まちづくり推進課に郵送、持参、FAX又は電子メールで提出
- ・募集期間
平成26年5月7日(水)～5月30日(金)

提出された意見

特に意見は寄せられませんでした。

河合町バリアフリー推進協議会への移行について

基本構想の決定に伴い、基本構想の管理運営やバリアフリー特定事業の実施に関する計画及び調整を所掌する河合町バリアフリー推進協議会を設置する。

なお、協議会の設置にあたり次の規約等の一部改正を行う。

- ・ 河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約
- ・ 河合町バリアフリー基本構想策定協議会財務規程
- ・ 河合町バリアフリー基本構想策定協議会事務局規程

河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約の一部改正(案)

河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約の一部を次のように改正する。

(下線を付した個所が、改正箇所)

改正前	改正後
<p><u>河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>この会は、</u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第25条第1項の規定により河合町バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するため、<u>同法第26条第1項の規定に基づき、河合町バリアフリー基本構想策定協議会</u>(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この会の名称は、<u>河合町バリアフリー基本構想策定協議会</u>(以下「協議会」という。)とする。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。</p> <p><u>(1) 基本構想策定に関する基本的な事項に関すること。</u></p> <p><u>(2) 基本構想の策定に係る連絡調整に</u></p>	<p><u>河合町バリアフリー推進協議会設置規約</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第25条第1項の規定により河合町バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定し、<u>基本構想に基づくバリアフリー化事業の実施を円滑に進めるため、同法第26条第1項の規定に基づき、河合町バリアフリー推進協議会</u>を設置する。</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 この会の名称は、<u>河合町バリアフリー推進協議会</u>(以下「協議会」という。)とする。</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(協議事項等)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。</p> <p><u>(1) 基本構想の策定に係る協議に関すること。</u></p> <p><u>(2) 基本構想の管理運営に関するこ</u></p>

<p><u>関すること。</u></p> <p>(3) <u>重点整備地区に関する基本的な方針の策定に関すること。</u></p> <p>(4) その他協議会が必要と認めるもの。</p> <p>第5条～第17条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p>別表 [略]</p>	<p><u>と。</u></p> <p>(3) <u>バリアフリー特定事業(法第2条第22号に規定する特定事業をいう。)の実施、計画及び調整に関すること。</u></p> <p>(4) その他協議会が必要と認めるもの。</p> <p>第5条～第17条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 <u>この規約は、平成 年 月 日から施行する。</u></p> <p>別表 [略]</p>
---	---

河合町バリアフリー基本構想策定協議会財務規程の一部改正(案)

河合町バリアフリー基本構想策定協議会財務規程の一部を次のように改正する。

(下線を付した個所が、改正箇所)

改正前	改正後
<p>河合町バリアフリー基本構想策定協議会財務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約</u>(以下「規約」という。)第14条の規定に基づき、<u>河合町バリアフリー基本構想策定協議会</u>(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条 [略]</p> <p>附則</p> <p>[略]</p> <p>別表1・2 [略]</p>	<p>河合町バリアフリー推進協議会財務規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>河合町バリアフリー推進協議会設置規約</u>(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、<u>河合町バリアフリー推進協議会</u>(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条 [略]</p> <p>附則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この規程は、平成 年 月 日から<u>施行する。</u></p> <p>別表1・2 [略]</p>

河合町バリアフリー基本構想策定協議会事務局規程の一部改正(案)

河合町バリアフリー基本構想策定協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

(下線を付した個所が、改正箇所)

改正前	改正後								
<p>河合町バリアフリー基本構想策定協議会事務局規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>河合町バリアフリー基本構想策定協議会設置規約第13条第3項の規定に基づき、河合町バリアフリー基本構想策定協議会</u>(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="284 1518 831 1832"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河合町バリアフリー基本構想策定協議会会長の印</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> の印 定協議会 リー基本構想策 河合町バリアフ 会長 </div> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	形 状	河合町バリアフリー基本構想策定協議会会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> の印 定協議会 リー基本構想策 河合町バリアフ 会長 </div>	<p>河合町バリアフリー推進協議会事務局規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>河合町バリアフリー推進協議会設置規約第13条第3項の規定に基づき、河合町バリアフリー推進協議会</u>(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第7条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この規程は、平成 年 月 日から<u>施行する。</u></p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="888 1518 1436 1832"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河合町バリアフリー推進協議会会長の印</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 議 会 会 長 の 印 フ リー 推 進 協 議 会 河 合 町 バ リ ア </div> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	形 状	河合町バリアフリー推進協議会会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 議 会 会 長 の 印 フ リー 推 進 協 議 会 河 合 町 バ リ ア </div>
名 称	形 状								
河合町バリアフリー基本構想策定協議会会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> の印 定協議会 リー基本構想策 河合町バリアフ 会長 </div>								
名 称	形 状								
河合町バリアフリー推進協議会会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 議 会 会 長 の 印 フ リー 推 進 協 議 会 河 合 町 バ リ ア </div>								